

遺族附加年金事業

～ご加入いただいている皆様のおかげで安定した運営ができています～

平成27年度（対象期間；平成27年1月1日～平成27年12月31日）の配当金の配当率が決定しましたのでお知らせします。

なお、配当金については、[平成28年2月12日（金）](#)に共済組合登録口座への送金を予定しています。

遺族附加年金事業

約 40.1%

遺族附加年金事業プラス

約 41.9%

- ※ 当制度は一年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しする仕組みとなっています。
- ※ 配当率は支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- ※ 「重病克服支援制度」、「退職後継続保障制度」及び「医療費支援事業」には配当金はありません。
- ※ 保険期間の途中で脱退された場合には配当金はありません。

◎ 詳しくは、遺族附加年金事業パンフレットまたは遺族附加年金オフィシャルサイトをご覧ください。